

成年年齢引下げ及びデジタル化に伴う消費者被害対策の推進を求める意見書

令和4年4月1日、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられる。これにより、18歳で成年となり、親権者の同意なく、携帯電話の購入や不動産の賃貸借などの契約を結ぶことができるようになる。

一方、これまで未成年者を消費者被害から守る防波堤とされていた未成年者取消権が、18歳から失われることとなるため、悪徳商法等による消費者被害の拡大が懸念されている。

現在でも、未成年者取消権が行使できなくなる20歳になるとマルチ商法の苦情相談が急激に増加している。また、クレジットカードを作成して多額の借金をしてしまい、返済に苦慮する若者もいる。成年年齢が引き下げられると、このような問題が、未成年者取消権が行使できなくなる18歳から発生することは容易に想定される。アルバイト経験もない高校生がターゲットにされれば、より深刻な被害が発生するおそれもある。そのため、成年年齢引下げに伴う消費者被害拡大を予防し、救済する措置が必要となる。

また、デジタル化の進展やコロナ禍の外出自粛の影響などにより、インターネットで多様な商取引が行われるようになったが、消費者の利便性が向上した一方で、注文と違う商品が届くなどのトラブルが急増しており、被害を防止するための対策が急務となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 成年になった若者の活躍を妨げないように、成年年齢引下げに伴う消費者教育の充実をこれまで以上に進めるとともに、判断力・知識・経験などの不足につけ込んで契約を締結させる、いわゆるつけ込み型不当勧誘について、早急に消費者契約法に取消権を整備すること。
- 2 新しい商取引の拡大に対応するため、消費者への十分な情報提供及び意識啓発を行うとともに、悪質な事業者への対応を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
内閣府特命担当大臣
(金融)
内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全)

宛(各通)